平成２２年（フ）第１２７号
大阪府和泉市府中町４丁目18番５―302号、前住所大阪府泉大津市東豊中町２丁目６番５―205号
債務者　風花こと　橋本八重子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
大阪府泉大津市助松団地１番12―209号、前住所大阪府泉大津市助松町３丁目１番31―310号
債務者　中川　敏朗
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
大阪府貝塚市堤298番地１
債務者　上村八重子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
大阪府和泉市光明台３丁目７番28―402号、前住所大阪府八尾市沼３丁目130番地
債務者　岡村　由紀（旧姓鈴木・松本）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
大阪府岸和田市大工町２番27号
債務者　金納　孝支
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
大阪府和泉市池上町４丁目12番18号ハイツ長堀Ｃ号
債務者　金沢　達男
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
大阪府和泉市池田下町1695番地の１パライッソオーダ307、前住所大阪府河内長野市南ケ丘10番３号
債務者　エノキバラデザインこと　榎原　泰裕
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
大阪府和泉市池田下町389番地の１リバージュメゾン203
債務者　アリスコロネルこと　ＣＯＲＯＮＥＬ　ＡＬＩＣＩＡ　Ｂ
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
大阪府和泉市上町363番地の４
債務者　湯原江利子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１―14―17―303、住民票上の住所大阪府泉大津市東雲町14番54―203号
債務者　大村　知幸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
大阪府泉南市樽井７丁目13番32―705号
債務者　馬場　幸司
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
大阪府岸和田市大町401番地、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目28番１―504号
債務者　五島　哲二
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
大阪府岸和田市小松里町1057番地の１パルハイツ久米田205号
債務者　兵頭　良子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
大阪府泉佐野市東羽倉崎町１番23―205号
債務者　三浦　健児
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番85号根来川荘
債務者　加藤　一三
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
岡山県倉敷市西坂1342番地310
債務者　津田　明宏
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
香川県東かがわ市松原664番地　辰己アパート15号
債務者　山下　静子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係